

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成22年1月14日 午前 9時30分 開会 午前11時10分 閉会
2 場 所	議員控室
3 出席委員	柴崎茂委員長 高橋英俊副委員長 山口陽一委員 清水弘子委員 三澤龍夫委員 百瀬恵美子委員 坂田よう子委員 山田喜一議長
4 傍聴議員	奥津勝子議員 竹内恵美子議員
5 説明員	副町長 吉川重雄 鈴木総務課長 佐野主幹 宮代副主幹 齋藤主査 宮崎主任主事 波多野副主幹 斉藤主事補 島村環境経済課長 石井主幹 露木副技幹
6 職務のため 出席した職員	局長 穂坂 優 書記 岩田隆吉
7 協議等の事項	(1) 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について (2) 大磯町情報公開条例及び大磯町個人情報保護条例の見直しについて (3) 庁内コンピュータ・ネットワーク整備用物品の購入について (4) その他
8 その他	

(1) 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

平成12年制定の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、町が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等（社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人など）の業務に専ら従事させるために職員を派遣することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、町の諸施策の推進を図るとともに、派遣職員の身分取扱等の取り決めに明確にするために条例を制定する。

条例には、「職員の派遣」、「派遣職員の職務の復帰」、「派遣職員の給与」、「派遣職員の復帰時等における処遇」等を定める。派遣期間は3年以内（5年まで延長可）。県内では15市8町1村が制定済み。

◎主な質疑

問. 今まで条例を制定してこなかった理由は。また派遣をする該当職員は何人いるのか。

答. 平成16年から平成18年の3年間、社会福祉協議会と職員の相互交流は行っているが、一方的な職員の派遣は行っていない。派遣は社会福祉協議会を想定しており人数は1名程度。

問. 法律の附則の抄とはどういうことなのか。

答. 調べて次回に回答する。

(2) 大磯町情報公開条例及び大磯町個人情報保護条例の見直しについて

大磯町情報公開条例は、第2条定義の行政情報と第10条行政情報の公開の方法の2カ所の改正を予定している。

大磯町個人情報保護条例は、第2条定義の行政情報と第20条開示の方法の2カ所の改正を予定している。

◎主な質疑

問. 電磁的記録等の公開方法は葉山町は紙となっているが、大磯町はどう考えているのか。

答. 規則で詳細は規定する予定だが、CDやUSBメモリでの公開もできるように考えている。また、音声記録は個人情報もあるので紙での公開を予定している。

問. メールへの検討は。

答. メール文書の情報公開及びメールでの請求・公開方法については、今後の課題として検討をする。

(3) 庁内コンピュータ・ネットワーク整備用物品の購入について

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、パソコン、プリンタ等を購入し、庁内LANシステムの再整備を行う。

◎主な質疑

問. いつ止まってもおかしくないといういい方は極めてよろしくない。
その根拠は。

答. サーバは7年から8年使用し老朽化が進んでいる。修理部品の在庫がない場合、修理が出来なくなる可能性が高いことからそのような記載をした。

問. コンプライアンスの向上、資産管理、保守パックの具体的な説明を。

答. 資産管理ソフトで、100 台以上のコンピュータを効率的に管理することが可能となる。コンプライアンスの向上とは、資産管理ソフトを導入することによって、USB メモリー等の無断使用の防止やソフトウェアの不正使用を防ぐことができる。保守パック購入により5年間機械が故障したときに即座に修理ができるようになる。

問. 前回と同じ方法である一括発注での購入か。

答. 量販店などの価格を比較検討した結果、前回の落札価格は高くなかったのではないかとみている。分割発注だとシステム構築の作業が分割されるため人件費が高くなる可能性があるということで一括発注をしたいと考えている。

	定価	量販店見積額	落札予想額
パソコン	173,000 円	84,900 円	66,150 円
プリンタ	207,900 円	119,800 円	84,000 円

量販店の見積もりは1社から取った。また、今回は設計構築やデータ移行作業が含まれているが、量販店はこのような作業には対応できないという話を聞いている。

問. 導入要件の教育と保守要件の問い合わせ対応の内容は。

答. 教育は職員への操作研修、問い合わせは5年間における障害時の問い合わせ対応である。

(4) その他

ア (仮称) 清潔なおおいそまち条例骨子案について

この条例は、町等の責務を明らかにし、迷惑行為（ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置など）を防止するために必要な事項を定め、もって地域の環境美化の促進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的に制定をする。2月にパブリック・コメント、検察庁との協議などを経て、6月定例会に上程をする予定である。

◎主な質疑

問. たばこの喫煙と県の海岸でのたばこ禁止の呼びかけとの関係は。

答. 海水浴場を分煙にするという県の対策とリンクをしている。重点地域として駅前周辺と海水浴場を喫煙場所を設けた中での禁止区域とすることを検討している。

問. 条例違反の罰則は。

答. 条例案が策定される中で検察庁と協議をする。

イ 大磯町動物霊園の設置に関する要綱について

動物霊園の設置（自動車等に搭載し移動することができる焼却施設を含む）を規制するために、要綱を作成し昨年の 12 月 21 日に公布した。近隣では中井町と大井町が制定をしている。条例化も今後検討する。

◎主な質疑

問. 中井町も大井町もペット霊園を作らせない方向か。ペット霊園の問題点は。また大磯での動きは。

答. 中井町も大井町もペット霊園の業者が来て規制がかけられない部分があるので要綱を制定した。住民の反対で出来ていない。移動式の焼却炉だと住宅の中で焼却をするので煙やにおいが大変ひどい。生活環境の悪化や霊園の管理などの問題が出てくる。大磯では 1 件話しがあったが、話しは進んでいない。

問. ペット霊園は必要な施設だと思うが、県との関わりは。

答. ペットの関係は法の適用がない。現在、大磯町を除いた県内の 2 市で条例、7 市町で要綱を制定している。要綱は、他の市町を参考にするとともに県と確認をしながら作成をした。かなり厳しい内容となっている。

ウ 次回協議会の開催について

住民を提訴する反訴に関する件は、2 月 4 日（木）午前 9 時 30 分に総務建設常任委員会協議会を開催して行うことになった。